

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 規則  
福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 訓令  
福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

## 規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第三十五号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営松風の里団地の項中「から四号棟まで」を「の五号室、十号室及び十五号室、三号棟、四号棟」に改め、「二十九号室まで」の下に「二号棟の一号室から四号室まで、六号室から十一号室まで、十三号室、十四号室及び十六号室から二十四号室まで」を加え、同表福島県営対馬館団地の項中「及び三号室から十六号室まで、五号棟から十号棟まで」を「一、三号室、七号室、九号室及び十四号室、五号棟の一号室から三号室まで、六号室、九号室、十号室、十二号室、十三号室、十五号室及び十六号室、六号棟の二号室から十一号室まで、十五号室及び十六号室、七号棟から十号棟まで」に改め、「四号棟の二号室」の下に「四号室から六号室まで、八号室、十号室から十三号室まで、十五号室及び十六号室、五号棟の四号室、五号室、七号室、八号室、十一号室及び十四号室、六号棟の一号室及び十二号室から十四号室まで」を加える。

## 附則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。

（建築住宅課）

## 訓令

### 福島県訓令第十三号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和四年五月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

#### 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の7の表生産流通総室の部水産課の項中15の次に次のように加える。

16 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）の施行に関する次に掲げること。	
(1) 附則第3条第1項の規定による届出の受理（注たる事務所の所在地が、いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡又は相馬郡である者に係るものに限る。（2）において同じ。）	○
(2) 附則第3条第2項の規定による通知	○

本庁機関

**第二条** 福島県事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第二の7の表生産流通総室の部水産課の項16の(1)中「附則第3条第1項」を「第3条第1項」と改め、「(2)」の次に「から(ア)を」と加え、同項16の(2)中「附則第3条第2項」を「第3条第2項」に改め、同項16の(2)の次に次のように加える。

(3) 第3条第3項の規定による届出の受理	○
(4) 第7条第1項及び第2項の規定による催告	○
(5) 第7条第3項の規定による命令	○
(6) 第8条第1項又は第2項の規定による届出の受理	○
(7) 第12条第1項の規定による報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査	○

**附 則**

この訓令中第一条の規定は令和四年六月一日から、第二条の規定は同年十二月一日から施行する。

(行政経営課)